

# 空調夏期プラン定義書

2026年10月1日実施

京和ガス株式会社

# 目 次

|                |   |
|----------------|---|
| 1. 用 語 の 定 義   | 1 |
| 2. 適 用 条 件     | 1 |
| 3. 契 約 の 締 結   | 1 |
| 4. 使 用 量 の 算 定 | 2 |
| 5. 料 金         | 2 |
| 6. 契約の変更又は解消   | 2 |
| 7. 精 算         | 3 |
| 8. そ の 他       | 3 |

## 付 則

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 1. 実施の期日                  | 4 |
| 2. 旧ガス料金プラン定義書にもとづくガス使用契約 | 4 |

## (別 表)

|              |   |
|--------------|---|
| 1. 早収料金の算定方法 | 4 |
| 2. 料 金 表     | 4 |

空調夏期プラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

## 1. 用語の定義

- (1) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (2) 「契約使用可能量」とは空調機器の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます（少数点以下切捨て）。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。

## 2. 適用条件

- (1) お客さまが、空調機器を使用し、空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置する場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。
- (2) この定義書にもとづく契約を3.(3)に定める契約開始日からその前日が属する月の翌月を起算月として12カ月目の月の小売約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）まで（以下「最低利用期間」といいます。）、契約を継続すること。

## 3. 契約の締結

- (1) お客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めた空調夏期契約を当社と契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの定義書にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定めていただきます。
- (3) 新たにこの定義書にもとづく契約が成立した場合は、原則として契約成立日後、最初の定例検針日の翌日を契約開始日といたします。なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。
- (4) 当社は、この定義書にもとづく契約を最低利用期間の経過前に解約、または当社の最終保障供給約款にもとづく契約へ変更されたお客さまが、同一需要場所でこの定義書の申し込みをする場合、その適用開始の希望日がこの定義書にもとづく契約の解約の日、または他のガス料金プラン定義書もしくは最終保障供給約款への変更の日から1

年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこのかぎりではありません。（（５）において同じ。）

(5) 当社は、お客さまが当社とのこの定義書にもとづく契約を最低利用期間の経過前に他のガス料金プラン定義書（一般料金プラン定義書に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

(6) 当社は、お客さまが当社との他のガス使用契約（消滅しているものを含みます。）の料金等を、それぞれのガス使用契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合は、この定義書の適用の申込みを承諾できないことがあります。

#### **4. 使用量の算定**

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

#### **5. 料金**

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合は、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 当社は、4月検針分から11月検針分までの期間については、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定し、12月検針分から3月検針分までの期間については、一般料金プラン定義書に定める料金を適用して、早収料金または遅収料金を算定します。

#### **6. 契約の変更または解消**

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは小売約款の規定によりこの定義書が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（2の適用条件を満たさなくなった場合を含む。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

## 7. 精 算

すでにこの定義書を適用のお客さまで、2 に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は適用条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般料金プラン定義書に定める料金とすでに料金としてお支払いただいた金額との差額を申し受けます。

## 8. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

## 付則

### 1. 実施の期日

この定義書は、2026年10月1日から実施いたします。

### 2. 旧ガス料金プラン定義書にもとづくガス使用契約

この定義書の実施以前にガス使用契約をされた方は、この定義書に定める最低利用期間まで契約を継続いただくことに承諾いただいたものとみなします。この場合の最低利用期間の起算月は、契約開始日の前日が属する月の翌月といたします。

(別 表)

#### 1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または小売約款の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（1+消費税）

#### 2. 料金表

##### (1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから750立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が750立方メートルをこえ、1,870立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が1,870立方メートルをこえる場合に適用いたします。

## (2) 料金表

### ①料金表 A（消費税等相当額を含みます）

#### a. 定額基本料金

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 1 か月につき | 1, 6 5 0. 0 0 円 |
|---------|-----------------|

#### b. 流量基本料金単価

|             |              |
|-------------|--------------|
| 1 立法メートルにつき | 7 0 4. 0 0 円 |
|-------------|--------------|

#### c. 基準単位料金

|             |              |
|-------------|--------------|
| 1 立法メートルにつき | 1 0 2. 7 3 円 |
|-------------|--------------|

#### d. 調整単位料金

c. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

### ②料金表 B（消費税等相当額を含みます）

#### a. 定額基本料金

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 1 か月につき | 7, 0 4 3. 0 5 円 |
|---------|-----------------|

#### b. 流量基本料金単価

|             |              |
|-------------|--------------|
| 1 立法メートルにつき | 7 0 4. 0 0 円 |
|-------------|--------------|

#### c. 基準単位料金

|             |            |
|-------------|------------|
| 1 立法メートルにつき | 9 5. 5 4 円 |
|-------------|------------|

#### d. 調整単位料金

c. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

### ③料金表 C（消費税等相当額を含みます）

#### a. 定額基本料金

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 1 か月につき | 1 9, 8 0 4. 0 8 円 |
|---------|-------------------|

#### b. 流量基本料金単価

|             |              |
|-------------|--------------|
| 1 立法メートルにつき | 7 0 4. 0 0 円 |
|-------------|--------------|

#### c. 基準単位料金

|             |            |
|-------------|------------|
| 1 立法メートルにつき | 8 8. 7 2 円 |
|-------------|------------|

#### d. 調整単位料金

c. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。